

【佐賀大学】入学料免除・徴収猶予、授業料免除の制度について

1. 高等教育の修学支援新制度（新制度）

入学料免除・授業料免除	日本学生支援機構の 給付奨学金 または 多子世帯区分に採用された 日本人学部生 及び、在留資格の要件を 満たす留学生※ が申請できます。 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯、並びに多子世帯の 学部生が対象です。 ※外国籍の方は、日本学生支援機構が定める在留資格等に関する要件を満たす場合、 申請できることがあります。 日本学生支援機構の給付奨学金の支援区分（第Ⅰ～第Ⅳ区分）に従い、 入学料及び授業料が減免され、返還を要しない給付型奨学金が支給されます。 （多子世帯区分の認定を受けた場合は、給付奨学金受給の有無にかかわらず 全額免除となります。） 入学料・授業料 免除/減額 + 給付型奨学金 支給
-------------	--

※多子世帯への授業料等無償化について、令和7年度から多子世帯の学生等については、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とすることとしております。詳細情報が届き次第、佐賀大学奨学金HP等でお知らせいたします。

2. 佐賀大学独自制度（従来制度）

本学が定める**家計と学業成績**の2つの基準を
満たしている者について、本学の**予算の範囲内**で、
家計困窮度が高い者から順に免除を行います。

授業料免除	原則 大学院生 が申請できます。 【大学院生】 次の<u>どちらか</u>を満たす学生が対象です。 ①経済的理由（各種ローンや負債等の返済を除く）によって、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 ②授業料の納付期限前 6 月以内（入学した日の属する期分の授業料の免除の場合は、入学前 1 年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合 【学部生】 授業料の納付期限前 6 月以内（入学した日の属する期分の授業料の免除の場合は、入学前 1 年以内）において、学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合
入学料免除	原則 大学院生 が申請できます。 【大学院生】 次の<u>どちらか</u>を満たす学生が対象です。 ①経済的理由（各種ローンや負債等の返済を除く）によって、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 ②入学前 1 年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる場合 【学部生】 入学前 1 年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる場合
入学料徴収猶予	【全学生共通】 次の<u>どちらか</u>を満たす学生が対象です。 ①経済的理由（各種ローンや負債等の返済を除く）によって、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 ②入学前 1 年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる場合 ※入学料徴収猶予は、<u>入学料の徴収を延期する制度</u>です。納付額の減免はありません。